

凡例

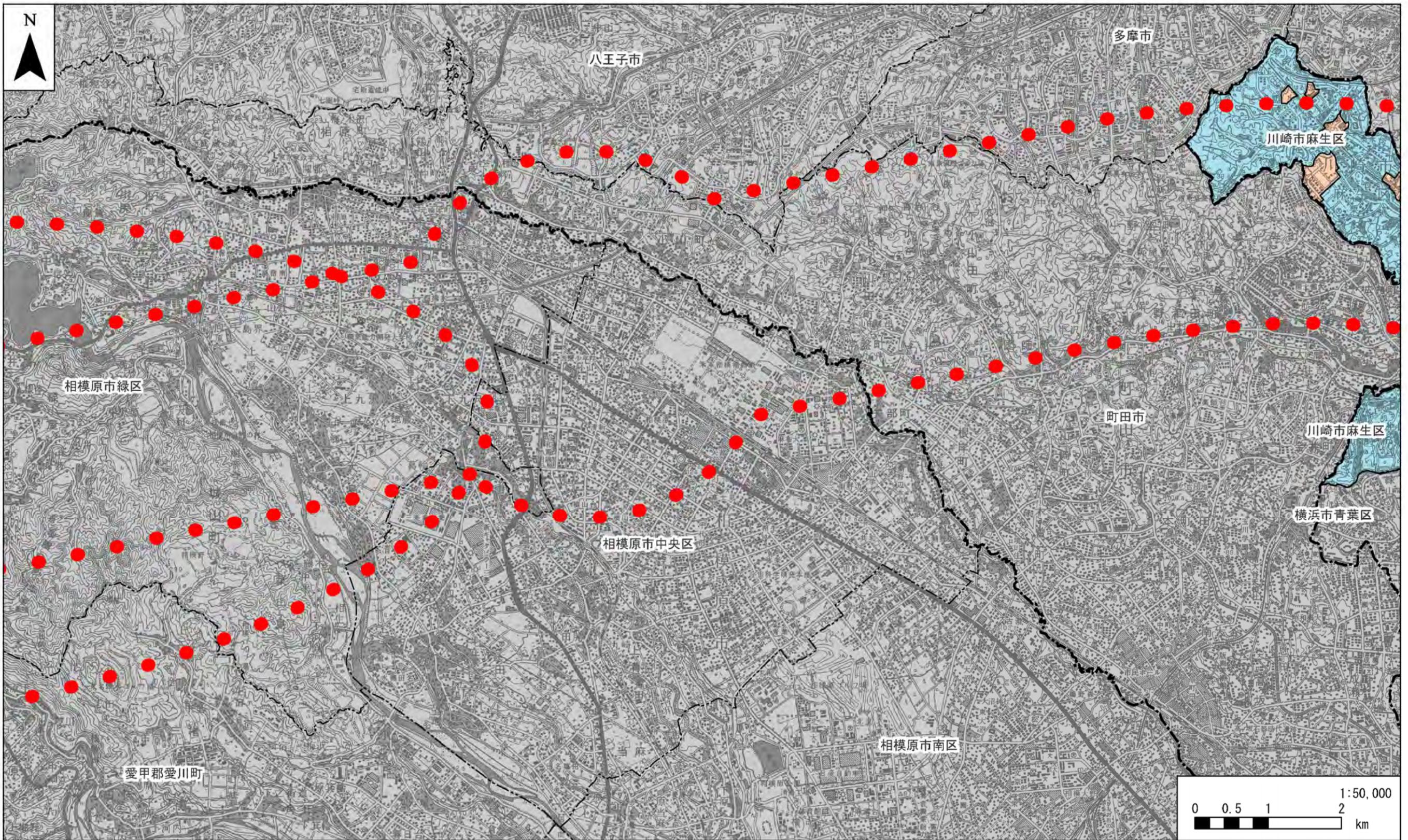
- 対象事業実施区域
- 振動に係る規制基準の区域指定
- 第1種区域
- 第2種区域
- 都県境
- 市区町村境
- 自動車振動測定地点（振自）
- 鉄道振動測定地点（振鉄）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 地点番号は、表2-1-3-22～表2-1-3-23に対応する。

資料：「平成22年度 環境局事業概要－公害編－」（平成22年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

図2-1-3-7(1) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情復、第266号）」



凡例

- 対象事業実施区域
- 振動に係る規制基準の区域指定
- 第1種区域
- 第2種区域
- 都県境
- 市区町村境
- 自動車振動測定地点（振自）
- 鉄道振動測定地点（振鉄）

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「平成22年度 環境局事業概要一公害編一」（平成22年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

図2-1-3-7(2) 振動に係る規制基準の区域指定の状況及び測定地点図